

## 行動計画策定

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによってすべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動を策定する。

1 計画期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間 /

2 内容

目標1 育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料の免除など  
制度の周知、情報提供を行う。

<対策>

- ・令和5年 4月 法に基づく諸制度の調査。
- ・令和5年 7月 制度に関するパンフレット配布やポスター掲示等の周知方法の検討。
- ・令和5年 10月 パンフレット配布、ポスター掲示により従業員に周知。
- ・令和6年 2月 従業員に再度周知。